

○日本体育大学受託研究取扱規程

令和8年3月31日

理事長制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。))における受託研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学において外部機関からの委託を受けて業務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究に有意義であり、業務に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り受入れることができる。

(決定)

第4条 受託研究の受入れの決定に係わる決裁は、受託研究費の金額が1,000万円を超える場合は理事長が、金額が1,000万円以下の場合は学長が、それぞれ行うこととする。(以下、理事長及び学長を併せて「決定権者」という。)

(申込み)

第5条 受託研究の申込みをしようとする委託者は、受託研究申込書に所定事項を記載し、学術・スポーツ部研究支援課に提出するものとする。

(受入れの決定)

第6条 決定権者は、受託研究申込書に基づき、研究の意義、業務への支障の有無等を総合的に判断し、受託研究の受入れの可否を決定する。なお、理事長が決定権者となる場合には、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

2 決定権者は、必要に応じ当該受託研究に係る研究担代表者の意見を聴くことができる。

(受入等の通知)

第7条 決定権者は、前条により受入れの可否を決定したときは、受入れの可否を速やかに研究担代表者及び委託者に通知するものとする。

(契約締結)

第8条 決定権者は、受託研究の受入れを決定したときは、速やかに受託研究契約書により委託者と受託研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第9条 受託研究の契約期間は、契約書に定める。

(受託研究費の額等)

第10条 受託研究費の額は、研究に必要な直接経費と本学の管理等に必要な間接経費の合計額とする。

2 間接経費は、直接経費の20%に相当する額とする。ただし、国、地方公共団体等からの受託研究で、これにより難しい場合は、この限りではない。

(受託研究費の納入及び受入)

第11条 委託者は、受託研究費を受託研究契約書に定めた期日までに、本学に納入しなければならない。

2 受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があった場合には返還する。ただし、委託者からの申し出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

(契約の解除又は変更等)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、本学は、受託研究を中止し、又は契約を解除することができる。

(1) 委託者が受託研究費を定められた期日までに本学に納付しなかった場合

(2) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者と協議のうえ、受託研究契約を変更することができる。

(1) 受託研究の遂行上、受託研究費を増額する必要が生じた場合

(2) 受託研究の遂行上、期間変更を必要と認める場合

(3) 天災その他やむを得ない事由により、受託研究の遂行が困難となった場合

(支出)

第13条 受託研究費は、受託研究の目的達成のため必要かつ適正と認められるものに支出するものとする。

(取得設備)

第14条 受託研究費により本学が取得した設備等は委託者に譲渡しないものとする。

(知的財産権の帰属等)

第15条 受託研究による発明等に係る知的財産権は、原則として本学に帰属するものとする。

る。ただし、本学と委託者との協議により、その知的財産権の一部又は全部を委託者に帰属させることができる。

(研究成果報告)

第16条 本学は、受託研究が終了したときは、契約に定める期限までに研究経費の支出実績を含めた研究成果報告書を委託者に提出するものとする。

(秘密の保持)

第17条 本学及び委託者は、受託研究において知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで、独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

第18条 本学は、事前に委託者の承認を得ることにより、受託研究の成果を公表することができる。

(事務)

第19条 受託研究に関する事務は、学術・スポーツ部研究支援課において処理する。

(細則の制定)

第20条 受託研究に関して必要な細則及び様式等は、学長が定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて理事長が行う。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降の受託研究の申込みから適用する。

(廃止規程)

- 2 この規程の施行に伴い、「日本体育大学受託研究・共同研究・奨学寄付金取扱規程」は廃止する。

